



### AIP-Japan GEN 3.6 遭難通信 6.2.通信の改訂について (MAYDAY および PAN PAN に関する規定)

2014年12月11日付のAIP-Japan改訂において、下記の部分が改訂されました。

#### 6.2 通信

6.2.1 日本の搜索救難区域における遭難及び緊急通信は、国際民間航空条約第10付属書の第II巻5.3に従って行われる。(中略)

6.2.4 航空通信局は要請があれば、緊急用周波数121.5MHz及び243.0MHzを聴取する。

#### 1行削除

この「遭難通信及び緊急通信」の部分は、2014年11月13日付有効のものでは「遭難通報の送信及び受信」でしたので、緊急通信が加わったこととなります。

また1行削除された部分には「遭難通信方式の詳細については6.4項に記載する」とありましたが、この行が削除され、同時にほぼ2頁分あった6.4項も全文削除されました。削除された部分の内容は1951年ころのICAO Annex 10 Second Editionの訳のようで、現在有効なものとは大きく異なっていました。

国際民間条約第10付属書第II巻、つまりICAO Annex 10 Vol. 2は、多くのパイロットにとって入手に手間取る文書です。航空振興財団ではICAO Annex 日本語訳を刊行した時期もありましたが、Annex 10 Vol. 2 日本語版は絶版となっています。また、航空振興財団に発注してICAO本部より英語版を取りよせるには2カ月以上かかるのが実態です。

このためAnnex 10 Vol. 2の遭難通信および緊急通信に関する部分のコピー、日本語訳と補足説明をALPA Technical Information (ATI No. 38-T01、No. 38-T02、No. 38-T03)として発行します。

(以上)